消防局施設におけるシェアサイクルポート設置に

係る名古屋市有地の一時貸付

一般競争入札（郵送方式）

（令和9年4月１日以降設置分）

入札案内書

申込受付期間：令和8年11月17日（火）～令和8年12月9日（水）
入札書提出期限：令和9年2月16日（火）
開　　札　　日：令和9年2月17日（水）

申込みの前には、必ずこの案内書をお読みください。

名　古　屋　市

NAGOYA
やさし、あたらし、大名古屋

目　次

◇　入札のあらまし..... Ｐ.１～２
◇　入札説明書..... Ｐ.３～５
　第1　貸付物件..... Ｐ.３
　第2　参加者の資格..... Ｐ.３～５
　第3　シェアサイクルポートの設置条件 Ｐ.６
　第4　申込・受付..... Ｐ.７
　第5　入札保証金..... Ｐ.８
　第6　入札方法等..... Ｐ.８
　第7　入札金額..... Ｐ.９
　第8　入札..... Ｐ.１０
　第9　入札の辞退..... Ｐ.１０
　第10　開札・落札者の決定..... Ｐ.１１
　第11　契約の締結..... Ｐ.１１
　第12　貸付料の納付..... Ｐ.１１
　第13　契約保証金..... Ｐ.１１
　第14　実績報告..... Ｐ.１２
　第15　問い合わせ先..... Ｐ.１２
◇　貸付物件一覧表..... Ｐ.１３
◇　共通仕様書..... Ｐ.１４～１６
◇　物件別特記仕様書..... Ｐ.１７～４４
◇　公有財産一時使用契約書（ひな形）..... Ｐ.４５～５４
◇　様式・記載例..... Ｐ.５５～６８

入札のあらまし

名古屋市消防局施設におけるシェアサイクル用自転車のポート（以下「シェアサイクルポート」という。）に係る名古屋市有地の一時貸付は、最低貸付価格（月額）以上で最も高い価格（月額）で入札された方に、名古屋市の土地を一定期間お貸しするものです。

入札参加を希望される方は、この入札案内書をよくお読みになり、現地を必ず確認されたうえで、ご参加ください。

なお、入札は、参加資格の審査を行ったうえで、郵送による期間入札を行います。

入札案内書の配布（この案内書）	**令和 8年11月17日（火）～ 令和 8年12月9日（水）** 入札案内書は、 https://www.city.nagoya.jp/bousai/shoubou/1012727/1042668.html から書式をダウンロードしてください。

▼

申込・受付	**受付期間：令和 8年11月17日（火）～ 令和 8年12月9日（水）** **午後 5時00分**（期間内必着） 郵送先：〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番１号 名古屋市消防局施設課　あて 郵送（書留又は簡易書留）による申し込みに限ります。

▼

参加資格の審査結果通知	**令和 9年 1月中旬を目途に送付** 申込受付後、参加資格について審査をし、適格と認めた方（以下「入札参加者」といいます。）へ入札参加書等を郵送します。 なお、名古屋市から内容の確認を行う場合があります。

▼

郵送入札の実施	**入札参加書到着後 ～ 令和 9年 2月16日（火） 午後 5時00分必着** **郵送（書留又は簡易書留）による提出に限ります。** 郵送先：〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番１号 名古屋市消防局施設課　あて 入札書（入札を委任する場合は委任状も）は、名古屋市公式ウェブサイトから書式をダウンロードしてください。

▼

開　　札	**令和9年2月17日（水）午前10時00分開始** **開札場所：名古屋市中区三の丸三丁目1番１号** **名古屋市役所本庁舎1階 消防局総務部施設課執務室内** 入札参加者及びその代理人以外の方は入場できません。 開札結果については、入札者数、落札金額及び落札者名を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。

▼

貸付契約締結	**令和 9年 3月 5日（金）午後５時までに締結** 貸付期間は、令和 9年 4月 1日から令和10年 3月31日までとしますが、当初の条件を変更しないことを前提として、令和10年 4月 1日から3年を限度（最大令和12年 3月31日）に、1年を単位として更新を申請できます。更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

▼

契約保証金及び貸付料の納付	契約保証金を貸付契約締結日までに、貸付料を契約書に定められた期限までに、名古屋市が発行する保証金納付書及び納入通知書により納付してください。なお、名古屋市契約規則第 31条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を免除することがあります。

▼

シェアサイクルポートの設置	設置工事は、契約期間内に行ってください。 貸付開始日から営業開始できなかった場合でも、名古屋市は貸付料の返還やその他補償には一切応じられません。貸付期間終了後は、名古屋市が特に認めた場合を除き、原状回復のうえご返却ください。

入　札　説　明　書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認し、入札される公有財産の現状を承知されたうえで、お申し込みください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第１　貸付物件

1　貸付物件は、入札案内書の貸付物件一覧表及び物件別特記仕様書のとおりです。
（物件数　10件　設置個所　14か所）

2　入札は物件番号ごとに行います。1人の入札者が複数物件に入札することもできます。

3　物件ごとに特記仕様があります。詳しくは入札案内書の物件別特記仕様書をご参照ください。

4　貸付物件は、現状有姿での貸付けとなります。現地説明会は行いませんので、申込前に設置場所の確認を行ってください。

第２　参加者の資格

1　次のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 238条の 3に規定する方

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 1項に規定する方

(3) 次のア～キのいずれかに該当する事実があった後 3年を経過しない方。ただし、当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年 3月 5日付け15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている方を除きます。

ア　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

イ　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

エ　地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 2第 1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

カ　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき

キ　アからカまでのいずれかにより一般競争入札に参加できないこととされている方を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

(5) 次のア、イに掲げる著しい経営不振の状態にある方。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた方を除く。

ア　会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている方

イ　民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている方

(6) 入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の方

(7) 入札公告の日）から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結 ）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている方

(8) 入札公告の日から過去 3年以内に、シェアサイクルポートを設置した実績を有しない方

2　暴力団関係事業者の排除について

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ合意書を締結しており、公有財産の貸付契約についても、契約の相手方が排除対象事業者に該当するか否か、名古屋市から愛知県警察に照会します。

このため、入札参加申込者全員（法人の場合は、法人の役員全員）について、役職名・氏名・生年月日・性別・住所の情報を提出していただきます。（詳しくは「第 4 申込・受付」をご覧ください。）情報の提出に同意いただけない方は、入札の参加申込みをすることができませんので、ご注意ください。

なお、入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、上記照会を含めた入札関連事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）」

（平成20年 1月28日付　名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1　定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 法人等　法人その他の団体又は個人をいう。

(3) 役員等　法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。

(4) 暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(5) 暴力団員等　暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。

(6) 排除措置　4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2　排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

(1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等

(2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

(3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

(4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

(5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

(6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

(7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第３　シェアサイクルポートの設置条件

1　設置事業者の使用形態

(1) シェアサイクルポートの設置は、地方自治法第 238条の 4第 2項第 4号の規定に基づき、名古屋市が設置事業者に対し、行政財産である土地の一部を賃貸する方法により行います。

(2) 一時貸付けであり、借地借家法（平成 3年法律第90号）の適用はありません。

(3) 使用用途は、シェアサイクルポートに限定します。

2　貸付期間

(1) 貸付期間は、令和 9年 4月 1日から令和12年 3月31日までとします。なお、原則として貸付期間途中での契約条件の変更はできません。

(2) 事業実施の間のみ貸付を行う一時使用となるため、貸付期間終了後は、再度入札等を行い、契約の相手方を決定する予定です。

3　貸付料

貸付料（月額）は、入札により決定した金額となります。

4　シェアサイクル事業に関する条件

共通仕様書、特記仕様書をご参照ください。

5　必要経費の負担

シェアサイクルポートに必要な設計、整備、運営及び維持管理、修繕、撤去等に要する費用は、すべて設置事業者の負担とします。

6　利用上の制限

貸付期間中は、次の事項を遵守してください。

(1) 入札条件を遵守し、貸付料を期限までに確実に納付すること。

(2) シェアサイクルポートを設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

(3) その他契約書及び仕様書等の事項

7　原状回復

(1) 設置事業者は、契約期間が終了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。

(2) 原状回復に際し、設置事業者は、投じた有益費や必要費等があっても一切名古屋市に請求することができません。

第４　申込・受付

申込・受付期間	令和 8年11月17日（火）～ 令和 8年12月 9日（水） 午後 5時00分（期間内必着） ※　書類の提出方法は郵送（書留又は簡易書留郵便）に限ります。
受 付 先	あて先 〒460-8508　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市消防局施設課　あて ※　封筒の表面に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。
必要書類等	(1) 法人・個人共通 ア　入札参加申込書（巻末に書式があります。） ※　名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。入札参加申込書を印刷する際は、別紙誓約事項を入札参加申込書の裏面に印刷してください。 イ　入札公告の日から過去 3年以内に、自らが管理･運営するシェアサイクルポートを設置した実績を証明するもの（官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書又は契約書等の写し、民間施設の場合は契約書等の写し。ただし、本市発行の行政財産使用許可書、本市との契約書又は本市施設の指定管理者との契約書がある場合は、それらの写しを提出してください。） ※　連名で入札に参加された場合は、連名者全員の実績が必要です。 ウ　返信用封筒（長 3号（12㎝×23.5㎝）封筒） ※　表面に申請者の住所・氏名（担当者あて可）を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼ってください。 (2) 法人の場合 ア　現在事項全部証明書　又は　履歴事項全部証明書 ※　発行後 3か月以内のもので、連名で入札に参加される場合は連名者全員のもの。 イ　法人役員に関する調書（巻末に書式があります。） (3) 個人の場合 住民票の写し（コピー不可） ※　発行後 3か月以内のもので、個人番号が省略されたもの。連名で入札に参加される場合は連名者全員のもの。
注意事項	(1) 書類の提出方法は、郵送（書留又は簡易書留郵便）に限ります。電話、持参、ファックス、E-mailによる申請はできません。 (2) 期限までに到達しない申込、必要書類の添付されていない申込は無効となりますので、早めにご提出ください。 (3) 提出された書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。

参加資格の審査結果の通知	(1) 申込受付後、参加資格について審査をし、適格と認めた方（入札参加者）へ、**令和 9年 1月中旬**に次の書類を郵送します。 **ア　入札参加書** **イ　入札保証金納付書(入札保証金の納付が必要な場合のみ)** (2) なお、本市から申込みの内容について確認を行う場合があります。また、万が一書類が届かなかった場合は、「第15　お問い合わせ先」にご連絡ください。

第５　入札保証金

1　入札保証金とは、入札するにあたって、あらかじめ指定した金額を入札前に納めていただくものです。入札保証金は、5,000円です。

2　入札参加申込者が自ら管理・運営する事業実績が分かる書類を提出するなど、貸付契約を締結しないおそれがないと認められる場合は、入札保証金の納付が免除されます。

3　入札保証金の納付が必要な方には、納付書を送付しますので、納付期限までに金融機関窓口で納めてください。

4　入札保証金の納付後、金融機関窓口で領収書が渡されます。**領収書は、入札保証金を還付請求される際に必要となりますので、必ず保管してください。**

5　入札保証金は、落札者以外の方には落札者の決定後、還付します。落札者には貸付契約締結後に還付しますが、落札者が貸付契約を締結しない場合は名古屋市に帰属します。

6　入札保証金には利子を付けません。

第６　入札方法等

入札方法	**書留又は簡易書留郵便による郵送入札方式で行います。** ※　書留又は簡易書留以外の郵送による入札又は持参による入札は無効となります。 ※　郵送した入札書の書換え、引換え、撤回はできません。
入札期間	**入札参加書到着後 ～ 令和 9年 2月16日（火）午後 5時00分必着** ※　上記期間前又は上記期間後に到着した入札書は無効となります。 ※　入札書の到着確認のお問い合わせにはお答えできません。
郵 送 先	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市消防局施設課あて **※　封筒の表面に「入札書在中」と朱書きしてください。**

必要書類等	(1) 入札書 ア　巻末に書式と記載例があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。記載方法は、「第８　入札」をご参照ください。必要事項を記入した入札書を郵送してください。 (2) 入札参加書の写し (3) 入札保証金領収書の写し（入札保証金を納付する場合のみ） (4) 委任状（代理人が入札する場合のみ） 代理人が入札する場合、委任状が必要となります。巻末に書式と記載例があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。代理人は、同じ物件につき複数の入札を代理することはできません。また、委任者は、複数の代理人に同じ物件の入札を委任することはできません。
	入札書、入札参加書の写し、入札保証金領収書の写し（入札保証金を納付する場合のみ）及び委任状（代理人が入札する場合のみ）とともに、郵送用の封筒に入れてください。封筒の表面には入札書在中の旨を朱書きするとともに、封筒の裏面又は表面左下部に入札者名、住所又は所在地を記載してください。巻末に記載例があります。

第７　入札金額

入札金額は、希望する貸付料の**月額**を記載してください。最低貸付価格（月額）以上で最も高い価格（月額）で入札された方が落札者となります。詳しくは、貸付物件一覧表をご参照ください。

第８　入札

1　入札は、所定の入札書を使用します。巻末に書式があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

2　入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆、シャープペンシル及び温度変化により筆跡の消える筆記具は使用できません。

3　金額の訂正はできませんのでご注意ください。

4　入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に￥マークを付け、円未満の端数は記入しないでください。

5　入札者は、郵送した入札書の書換え、引換え、撤回をすることはできません。

6　代理人は、1つの貸付物件につき複数の入札を代理することはできません。

7　前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
(1) 郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回による入札
(2) 入札参加資格のない方のした入札
(3) 入札保証金を納付する場合で、入札保証金が納付されていない入札
(4) 入札保証金を納付する場合で、納めた入札保証金が定められた額に満たない入札
(5) 最低貸付価格（月額）に達しない金額を記載した入札
(6) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
(7) 記入事項を判読できない入札
(8) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
(9) 一の額をもって価格が表示されていない入札
(10) 同一物件につき同一の名をもってした 2通以上の入札（代理人によるものも含む。）
(11) 委任状を提出していない代理人のした入札
(12) 書留又は簡易書留郵便による郵送以外の方法でされた入札
(13) 入札期間及び郵送先に到達しなかった入札
(14) 二重封筒により郵送されなかった入札
(15) 中封筒に入札者名、住所又は所在地、電話番号、入札件名、物件番号及び開札日の記載のない入札
(16) 入札期間内に必要書類がそろわなかった入札
(17) その他入札の条件に違反した入札

第９　入札の辞退

入札申込後に入札を辞退する場合は、入札書提出期限（令和 9 年 2 月 16 日（火））までに入札辞退届（巻末に綴じ込んであります。）を、申込受付後に送付する「入札保証金納付書」とともに、名古屋市消防局施設課に提出してください。

第 10　開札・落札者の決定

開札日時	令和 9年 2月17日（水）午前10時00分開始
開札会場	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所　本庁舎1階　消防局総務部施設課執務室内
注意事項	(1) 開札の結果、入札者のうち最低貸付価格（月額）以上で最高価格（月額）の入札をした方を落札者とし、貸付決定通知書により通知します。 (2) 同一敷地内に複数の物件がある場合、同一の入札参加者が落札できるのは1物件のみとします。 (3) 同一敷地内の複数物件で、同一の入札参加者が複数の落札候補者となった場合、入札者が事前に定めた希望順位の最も高い物件のみを落札し、同一敷地内にあるその他の物件については入札資格を失います。

	(4) 入札結果については、物件ごとに入札者数、落札者名、落札金額を市公式ウェブサイトで公表します。また、落札者以外の方の入札者名、入札金額について、照会や情報公開請求があれば回答する場合があります。 (5) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。
くじの実施	(1) 最も高い価格（月額）の入札者が複数あるときは、開札終了後、当該入札者にくじを引いていただき落札者を決定します。その場合は、施設課が指定する日時及び場所で、該当する入札者にくじを引いていただきます。 (2) 当該入札者が開札会場に来場されない場合又は当該入札者がくじを引かない場合は、この入札事務を担当しない職員が代行します。くじにより落札者を決定したときは、落札者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた全員に確認していただきます。

第 11　契約の締結

1　落札者には、契約担当課から貸付決定通知書、契約書等の契約関係書類を郵送します。
2　契約書の内容は「公有財産一時使用契約書（ひな形）」を参照してください。
3　契約締結期限は**令和 9年 3月 5日（金）午後5時まで**です。それまでに貸付契約を締結しないときは、落札者の資格を取り消すことがあります。この場合、納付された入札保証金は還付いたしません。
4　貸付契約は、入札申込者名義で行います。
5　契約書に添付する収入印紙は、落札者の負担とします。
6　今回の貸付に係る期間内解約の条件は、**借受人であるシェアサイクルポート設置事業者から名古屋市への解約申し入れ後2ヶ月を経過したことにより終了すること**となりますのでご注意下さい。詳しくは「公有財産一時使用契約書」第18条第1項をご参照ください。

第 12　貸付料の納付

貸付料は公有財産一時使用契約書に定める期限までに、名古屋市発行の納入通知書により納付していただきます。

第 13　契約保証金

1　貸付契約締結と同時に、契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。ただし、名古屋市契約規則第 31条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を免除することがあります。
2　**契約保証金は、貸付料総額の100分の10に相当する額とします。**
3　契約保証金の納付後、**契約保証金保管証書（領収書）をお渡しします。この書類は、契約保証金の還付請求される際に必要となりますので、必ず保管してください。**

4　契約保証金は、貸付建物の明渡し完了後に還付します。ただし、未払いの貸付料等がある場合は、名古屋市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。

5　契約保証金には利子を付けません。

6　契約保証金の納付は、現金又は銀行振出の小切手に限ります。小切手は、納付の日前10日以内に、名古屋手形交換所参加店舗である金融機関が振出した小切手でなければなりません。これに該当するかどうかは、小切手の振出しを受ける店でご確認ください。

第 14　実績報告

設置したシェアサイクルポートに係る実績について、半期ごとに名古屋市消防局施設課に提出してください

第 15　問い合わせ先

担当課	名古屋市消防局総務部施設課（℡：052-972-3517）
質問受付期間	**令和 8年11月17日（火）～ 令和 9年 3月 5日（金）** 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝休日を除く）
注意事項	問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため一切回答できません。

貸付物件一覧表

物件番号	施設名称	設置場所	貸付面積（幅/奥行）	種類	最低貸付価格（月額）
消防－１	西消防署本署	敷地北側	3.92㎡（幅2.8m/奥行き1.4m）	土地	756円
消防－２	昭和消防署本署	敷地東側	7.0㎡（幅3.5m/奥行き2.0m）	土地	2,857円
消防－３	西区稲生町防火水槽用地	敷地東側　a	10.0㎡（幅5.0m/奥行き2.0m）	土地	1,672円
消防－４	西区稲生町防火水槽用地	敷地東側　b	10.0㎡（幅5.0m/奥行き2.0m）	土地	1,672円
消防－５	天白区表山防火水槽用地	敷地東側	6.0㎡（幅3.0m/奥行き2.0m）	土地	1,038円
消防－６	天白区表山防火水槽用地	敷地南側	6.0㎡（幅3.0m/奥行き2.0m）	土地	1,038円
消防－７	中村消防署本署	敷地北西側	5.25㎡（幅1.5m/奥行3.5m）	土地	1,192円
消防－８	瑞穂消防署本署	敷地北東側	5.0㎡（幅2.5m/奥行2.0m）	土地	1,154円
消防－９	昭和区高峯町防火水槽用地	敷地南側	8.0㎡（幅4.0m/奥行2.0m）	土地	2,034円
消防－１０	瑞穂区田辺通防火水槽用地	敷地東側　a	6.0㎡（幅3.0m/奥行2.0m）	土地	1,132円
消防－１１	瑞穂区田辺通防火水槽用地	敷地東側　b	6.0㎡（幅3.0m/奥行2.0m）	土地	1,132円
消防－１２	中川区尾頭橋防火水槽用地	敷地北側　a	6.0㎡（幅3.0m/奥行2.0m）	土地	1,006円
消防－１３	中川区尾頭橋防火水槽用地	敷地北側　b	6.0㎡（幅3.0m/奥行2.0m）	土地	1,006円
消防－１４	緑区鳴海町防火水槽用地	敷地東側	7.2㎡（幅3.6m/奥行2.0m）	土地	555円

共　通　仕　様　書

名古屋市を賃貸人とし、公有財産借受人を貸借人とする。

1　総則

貸借人は、賃貸人の承認を受けて、自らの責任と負担において、シェアサイクル用自転車のポート（以下「シェアサイクルポート」という。）設置に必要な設計、整備、運営及び維持管理・修繕等（以下「シェアサイクル事業」という。）を行うものとする。

2　シェアサイクルポート設置場所

入札案内書の貸付物件一覧表及び物件別特記仕様書のとおり

3　シェアサイクルポート設置期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

4　シェアサイクルポート設置条件等

(1) 災害対応策の策定

賃借人は、シェアサイクル事業を実施する前に、賃貸人と協議のうえ、災害発生時に移動手段として職員がシェアサイクル用自転車を活用できる体制を整備する等、シェアサイクル事業を活用した災害対応策を少なくとも一項目以上講じるものとする。

(2) 事業計画資料の作成

賃借人は、シェアサイクル事業を実施する前に、次の項目について記載された事業計画資料を作成し、賃貸人の承認を受けることとする。事業計画の内容を変更する場合も同様とする。

ア　シェアサイクル用自転車の配置及びシェアサイクル事業に必要な看板等（以下「設備機器等」という。）の配置

イ　シェアサイクル用自転車の仕様（種類、寸法等）が分かる図画又は写真

ウ　シェアサイクル事業の設備機器等のデザインや表示内容、大きさが分かる図面又は写真

エ　シェアサイクル用自転車を利用するための利用マニュアル

オ　シェアサイクル用自転車、シェアサイクルポート内の設備機器等の点検頻度等

カ　シェアサイクル事業の業務責任者とその連絡先。利用中の事故、シェアサイクル事業に関する苦情、シェアサイクル用自転車及び設備機器等の故障（以下「トラブル等」という。）発生時の対応窓口とその連絡先。

キ　シェアサイクル用自転車の利用料金

ク　シェアサイクル事業に必要な設備機器等の設置工事日程及び施工方法

ケ　その他、シェアサイクル事業に必要と思われる事項

(3) シェアサイクル事業の設計等

シェアサイクル用自転車や設備機器等の配置については、「２　シェアサイクルポート設置場所」に設置するものとする。図面と現況が異なる場合は、現況を優先するものとし、さらに次の事項に留意し、設計等すること。

ア　配置したシェアサイクル用自転車の充電残量に応じた充電池の取り換えを行うこと。

イ　トラブル等発生時の連絡先をホームページやアプリケーションソフトウェア等から利用者が確認でき、トラブル等発生時にはコールセンター等による速やかな対応を行うこと。

ウ　看板の設置等によりシェアサイクルポート以外の場所に、利用者が誤って駐輪又は進入しないような措置を講じること。

エ　自動二輪車、原動機付自転車等の利用はできないものとする。

オ　シェアサイクル用自転車は、制御装置（ブレーキ）、ベル、照明、反射板を備え付けるなど、道路交通法等の関係法令に適合したものとし、幅広い世代で利用可能で安全性、操作性、耐久性の高いものにすること。

カ　シェアサイクル用自転車には防犯登録を行うとともに盗難対策を講じること。

キ　利用者のケガの補償や損害賠償事故（対人、対物）の補償のため、保険に加入すること。

(4) シェアサイクルポートの整備

ア　整備工事開始前に、工事内容、工事日程、事業計画等について賃貸人と協議を行うこと。

イ　整備工事は消防署利用者や歩行者が安全に利用できるように、通路を確保しながら行うこと。

ウ　設置する設備機器等が消防署の設備等の支障とならないようにすること。

エ　設置工事に際し、植栽の保護に努めること。設備機器等の設置に当たり移植等の措置が必要な場合は、事前に賃貸人と協議の上、実施するものとする。

オ　設備機器等の設置、原状回復等に要する工事期間は、貸付期間に含むものとする。

カ　シェアサイクルポートに必要に応じて区画線を引くなど、他の区画と明確に区分し、原則として自転車ラック等を設置すること。

キ　シェアサイクルポートの設置に関しては、電源が確保されていないため、電気を使用する場合は、事業者において施設管理者及び電力会社と協議を実施し、必要な措置を講じること。また、その費用の全てについて、事業者が負担すること。

ク　シェアサイクルポートは、掘削等を行わない、極力簡易に設置できるものとすること。

ケ　シェアサイクルポートに利用方法、問合せ先を示した案内を設置すること。

(5) シェアサイクルポートの運営及び維持管理・修繕等

ア　賃借人は、貸付対象物件を一括して管理を行うものとする。

イ　シェアサイクル事業の営業時間は、原則として全日（年中無休・24 時間営業）とする。

ウ　シェアサイクル事業に必要な予約・決済システム等は賃借人が導入し、保守管理

を行うこと。

エ　近隣住民の迷惑とならないように十分配慮すること。

オ　トラブル等の対応は、全て賃借人の責任において行うこと。

カ　トラブル等の発生により現地での対応の必要性が生じた場合は、日時を問わず速やかに現地対応を行うものとする。また、賃貸人に寄せられたトラブル等の通報について、賃貸人から対応要請があった場合についても同様に対応すること。

キ　シェアサイクルポートに基本駐車台数を超えるシェアサイクル用自転車が駐車されないよう、シェアサイクル用自転車の再配置等を行うこと。一時的に基本駐車台数を超えてしまった場合は、速やかにその状況を解消すること。

ク　シェアサイクル用自転車の再配置等を行うときは、必要に応じてシェアサイクルポートの点検及び清掃並びに周辺道路等の清掃及び自転車整理を行うこと。

ケ　シェアサイクルポートに本事業と関係ない自転車等が駐輪されないよう配慮するとともに、駐輪されていた場合は早期に適切な対応を行うこと

コ　シェアサイクル用自転車、設備機器等の正常な機能を維持するため、定期点検を実施すること。

サ　利用者への自転車利用ルール・マナー啓発に努めること。

(6) その他

ア　賃借人は、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。

イ　賃貸人の責によることが明らかな場合を除き、シェアサイクル用自転車または整備機器にかかる盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を賃貸人は負わないものとする。

ウ　賃借人は、上半期、下半期の年2回、賃貸人に利用台数等の実績を賃借人の定める様式で報告すること。また、トラブル等が発生した際は、この報告とは別に、速やかに賃貸人に報告すること。

エ　この仕様書及び公有財産一時使用契約書に定める事柄のほか協議すべき事項が生じた場合は、その都度賃貸人と賃借人が協議のうえ定めること。

5　経費の負担

シェアサイクルポートに必要な設計、整備、運営及び維持管理、修繕、撤去等に要する費用は、すべて賃借人の負担とする。

6　妨害又は不当要求に対する届出義務

(1) 賃借人は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

(2) 賃借人が(1)に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

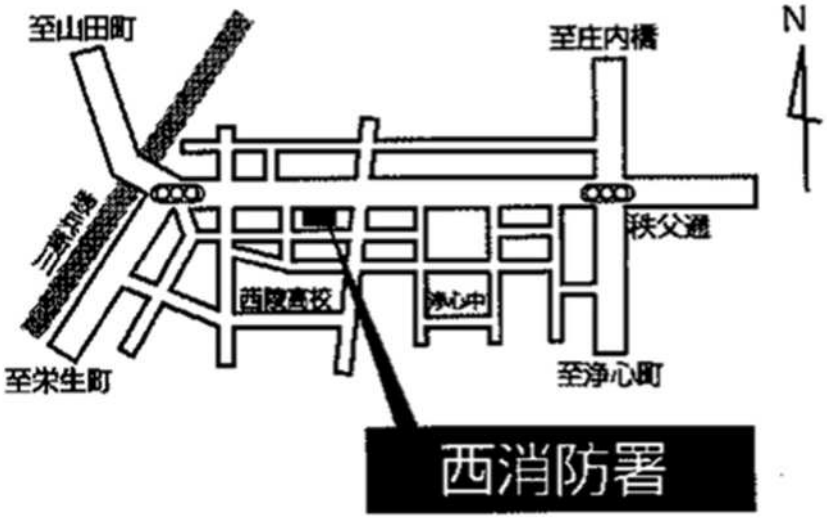
物件別特記仕様書（物件番号　消防-1）

名古屋市を貸付人とし、公有財産借受人（シェアサイクルポート設置業者）を借受人とする。

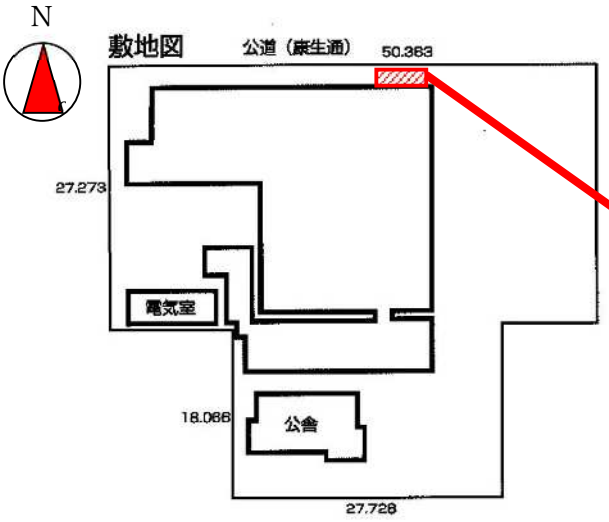
1. シェアサイクルポート設置場所

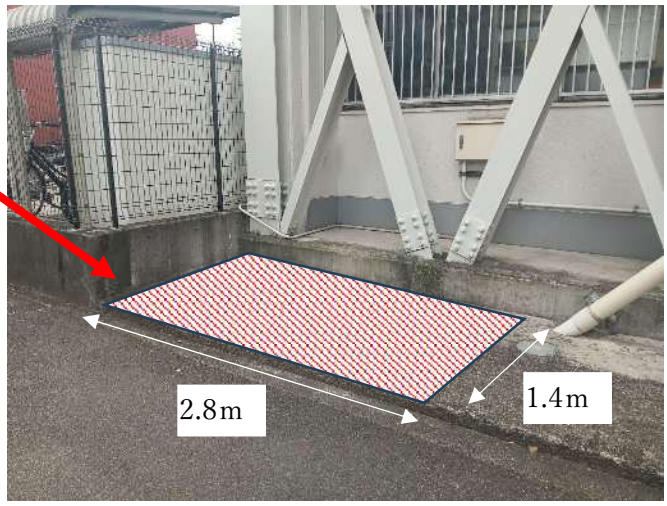
物件番号	消防-1
所在地	西区児玉二丁目 25 番 22 号
設置場所	西消防署本署　敷地北側
貸付面積 （幅/奥行き）	3.92 ㎡ （幅 2.8m/奥行 1.4m）

＜現地案内図＞



＜設置箇所詳細図＞





2. 特記仕様

シェアサイクル用自転車ポートの設置は貸付人と協議のうえ、令和 9 年 4 月 1 日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和 9 年 4 月 1 日より以降の日となった場合においても、借受人は貸付料の減免又は返還を求めることはできません。

3. 問い合わせ先

・契約担当課（物件別特記仕様書及び契約に関すること）
　消防局総務部施設課　　電話　972-3517
・施設担当課（施設の設置場所の状況等に関すること）
　西消防署総務課　　電話　521-0119

4. 現地確認可能日時

平日 9 時～16 時（消防車両の出入りがありますので、お気を付けください。なお、「3. 問い合わせ先」の「施設担当課」に事前に連絡のうえ、お越しいただくようお願いいたします。現場職員は対応できません。）

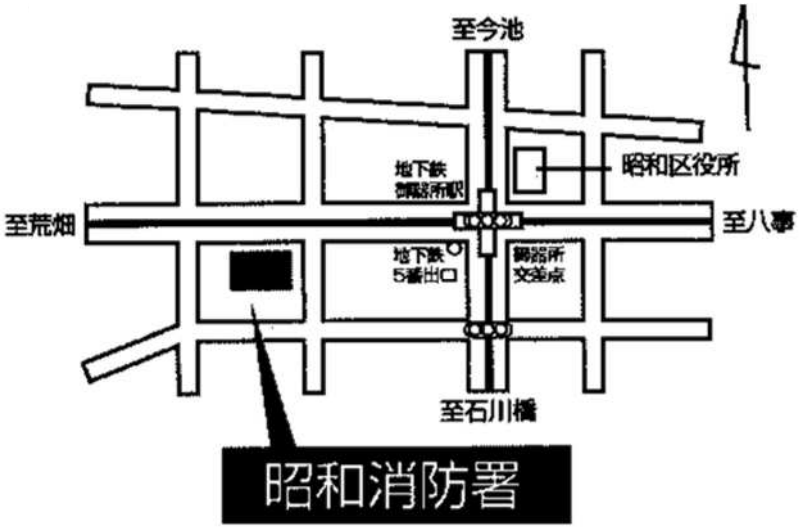
物件別特記仕様書（物件番号　消防-2）

名古屋市を貸付人とし、公有財産借受人（シェアサイクルポート設置業者）を借受人とする。

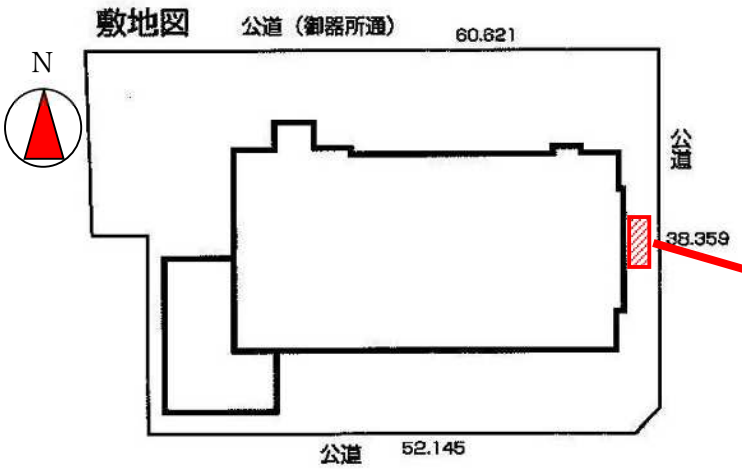
1. シェアサイクルポート設置場所

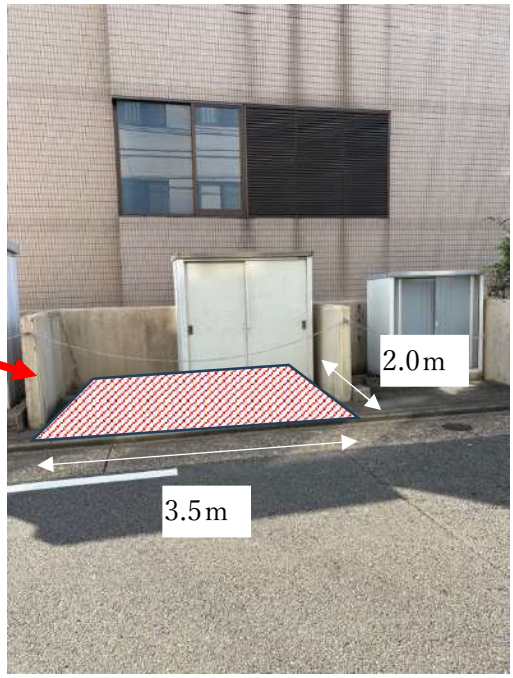
物件番号	消防-2
所在地	昭和区御器所通 2 丁目 16 番地の 1
設置場所	昭和消防署本署　敷地東側
貸付面積 （幅/奥行き）	7.0 ㎡ （幅 3.5m/奥行 2.0m）

＜現地案内図＞



＜設置箇所詳細図＞





2. 特記仕様

シェアサイクル用自転車ポートの設置は貸付人と協議のうえ、令和 9 年 4 月 1 日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和 9 年 4 月 1 日より以降の日となった場合においても、借受人は貸付料の減免又は返還を求めることはできません。

3. 問い合わせ先

・契約担当課（物件別特記仕様書及び契約に関すること）
消防局総務部施設課　　電話　972-3517
・施設担当課（施設の設置場所の状況等に関すること）
昭和消防署総務課　　電話　841-0119

4. 現地確認可能日時

平日 9 時～16 時（消防車両の出入りがありますので、お気を付けください。なお、「3. 問い合わせ先」の「施設担当課」に事前に連絡のうえ、お越しいただくようお願いいたします。現場職員は対応できません。）

物件別特記仕様書（物件番号　消防-3）

名古屋市を貸付人とし、公有財産借受人（シェアサイクルポート設置業者）を借受人とする。

1.　シェアサイクルポート設置場所

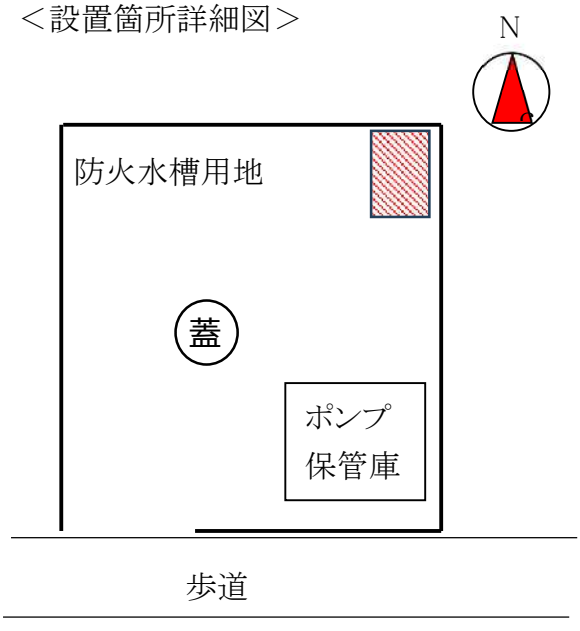
物件番号	消防-3
所在地	西区稲生町杁先2200-202
設置場所	西区稲生町防火水槽用地　敷地東側　a
貸付面積 （幅/奥行き）	10.0㎡ （幅5.0m/奥行2.0m）

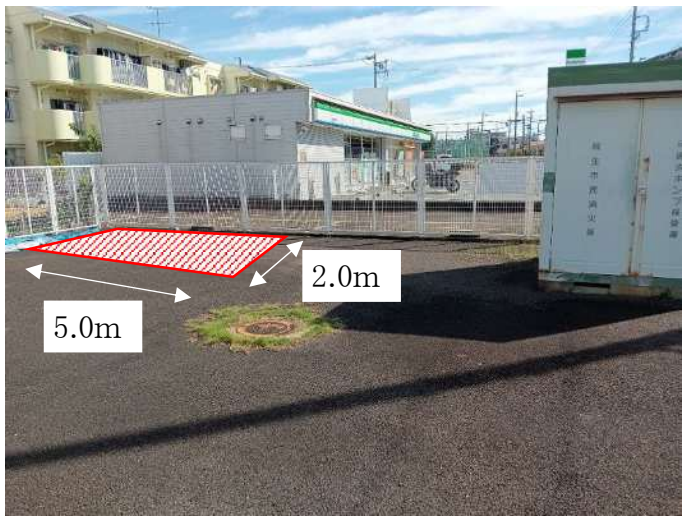
＜現地案内図＞



電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成

＜設置箇所詳細図＞





2. 特記仕様

⑴ 設置場所に関わる敷地の整地工事及び環境整備（柵の撤去を除く樹木の伐採や草刈りなど）が必要な場合は、借受人の負担で実施してください。

⑵ 設置箇所は、設置箇所詳細図を基本としますが契約後に貸付人、借受人及び施設管理者で協議の上、決定いたします。

⑶ シェアサイクル用自転車ポートの設置は貸付人と協議のうえ、令和9年4月1日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和9年4月1日より以降の日となった場合においても、借受人は貸付料の減免又は返還を求めることはできません。

3. 問い合わせ先

・契約担当課（物件別特記仕様書及び契約に関すること）
消防局総務部施設課　　電話　972-3517

・施設担当課（施設の設置場所の状況等に関すること）
消防局消防部消防課計画担当　　電話　972-3560

4. 現地確認可能日時

いつでも可能です。ただし「施設担当課」に事前にご連絡をお願いいたします。

物件別特記仕様書（物件番号　消防-4）

名古屋市を貸付人とし、公有財産借受人（シェアサイクルポート設置業者）を借受人とする。

1.　シェアサイクルポート設置場所

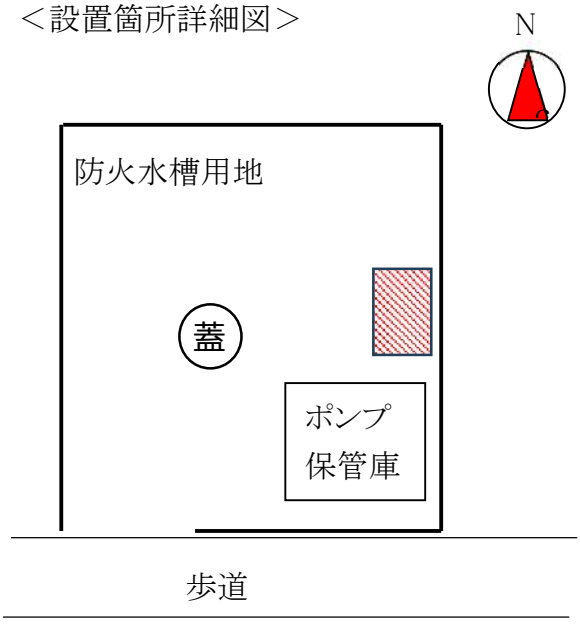
物件番号	消防-4
所在地	西区稲生町杁先2200-202
設置場所	西区稲生町防火水槽用地　敷地東側　b
貸付面積 （幅/奥行き）	10.0㎡ （幅5.0m/奥行2.0m）

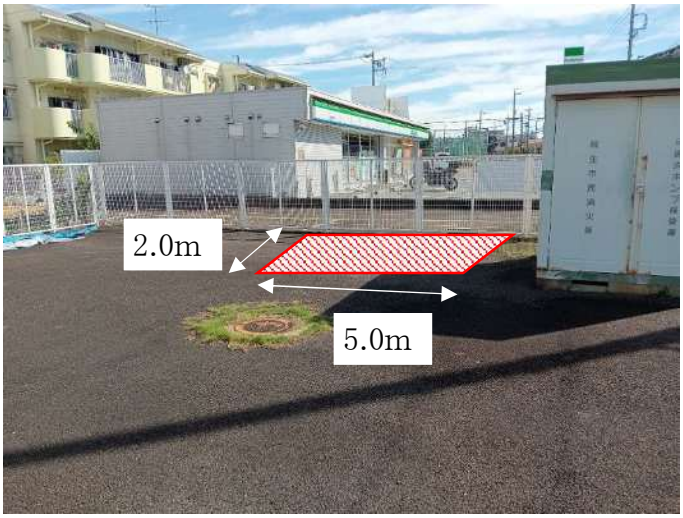
＜現地案内図＞



電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成

＜設置箇所詳細図＞





2. 特記仕様

⑴ 設置場所に関わる敷地の整地工事及び環境整備（柵の撤去を除く樹木の伐採や草刈りなど）が必要な場合は、借受人の負担で実施してください。

⑵ 設置箇所は、設置箇所詳細図を基本としますが契約後に貸付人、借受人及び施設管理者で協議の上、決定いたします。

⑶ シェアサイクル用自転車ポートの設置は貸付人と協議のうえ、令和9年4月1日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和9年4月1日より以降の日となった場合においても、借受人は貸付料の減免又は返還を求めることはできません。

3. 問い合わせ先

・契約担当課（物件別特記仕様書及び契約に関すること）
消防局総務部施設課　　電話　972-3517

・施設担当課（施設の設置場所の状況等に関すること）
消防局消防部消防課計画担当　　電話　972-3560

4. 現地確認可能日時

いつでも可能です。ただし「施設担当課」に事前にご連絡をお願いいたします。

物件別特記仕様書（物件番号　消防-5）

名古屋市を貸付人とし、公有財産借受人（シェアサイクルポート設置業者）を借受人とする。

1.　シェアサイクルポート設置場所

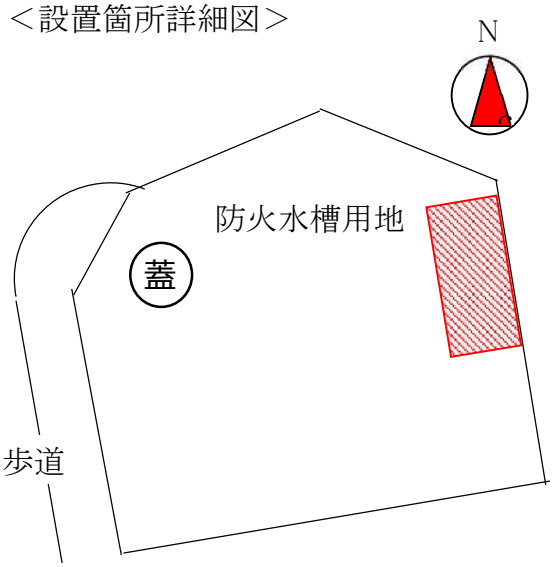
物件番号	消防-5
所在地	天白区表山三丁目150
設置場所	天白区表山防火水槽用地　敷地東側
貸付面積 （幅/奥行き）	6.0㎡ （幅3.0m/奥行2.0m）

＜現地案内図＞



電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成

＜設置箇所詳細図＞





2. 特記仕様

⑴ 設置場所に関わる敷地の整地工事及び環境整備（柵の撤去を除く樹木の伐採や草刈りなど）が必要な場合は、借受人の負担で実施してください。

⑵ 設置箇所は、設置箇所詳細図を基本としますが契約後に貸付人、借受人及び施設管理者で協議の上、決定いたします。

⑶ シェアサイクル用自転車ポートの設置は貸付人と協議のうえ、令和9年4月1日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和9年4月1日より以降の日となった場合においても、借受人は貸付料の減免又は返還を求めることはできません。

3. 問い合わせ先

・契約担当課（物件別特記仕様書及び契約に関すること）
消防局総務部施設課　　電話　972-3517

・施設担当課（施設の設置場所の状況等に関すること）
消防局消防部消防課計画担当　　電話　972-3560

4. 現地確認可能日時

いつでも可能です。ただし「施設担当課」に事前にご連絡をお願いいたします。

物件別特記仕様書（物件番号　消防-6）

名古屋市を貸付人とし、公有財産借受人（シェアサイクルポート設置業者）を借受人とする。

1.　シェアサイクルポート設置場所

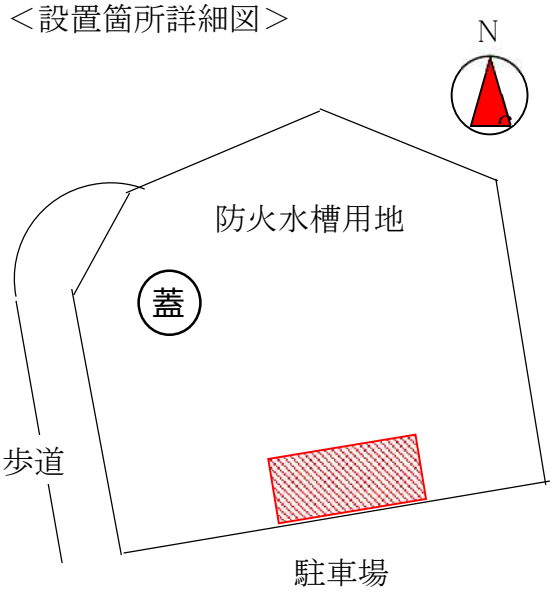
物件番号	消防-6
所在地	天白区表山三丁目150
設置場所	天白区表山防火水槽用地　敷地南側
貸付面積 （幅/奥行き）	6.0㎡ （幅3.0m/奥行2.0m）

＜現地案内図＞



電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成

＜設置箇所詳細図＞





2. 特記仕様

⑴ 設置場所に関わる敷地の整地工事及び環境整備(柵の撤去を除く樹木の伐採や草刈りなど)が必要な場合は、借受人の負担で実施してください。

⑵ 設置箇所は、設置箇所詳細図を基本としますが契約後に貸付人、借受人及び施設管理者で協議の上、決定いたします。

⑶ シェアサイクル用自転車ポートの設置は貸付人と協議のうえ、令和9年4月1日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和9年4月1日より以降の日となった場合においても、借受人は貸付料の減免又は返還を求めることはできません。

3. 問い合わせ先

・契約担当課（物件別特記仕様書及び契約に関すること）
消防局総務部施設課　　電話　972-3517

・施設担当課（施設の設置場所の状況等に関すること）
消防局消防部消防課計画担当　　電話　972-3560

4. 現地確認可能日時

いつでも可能です。ただし「施設担当課」に事前にご連絡をお願いいたします。

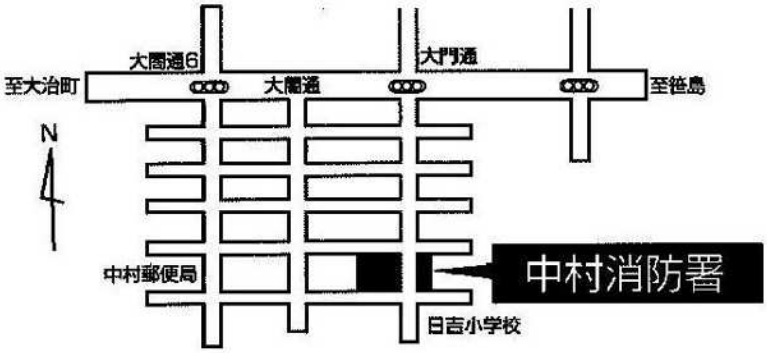
物件別特記仕様書（物件番号　消防-7）

名古屋市を貸付人とし、公有財産借受人（シェアサイクルポート設置業者）を借受人とする。

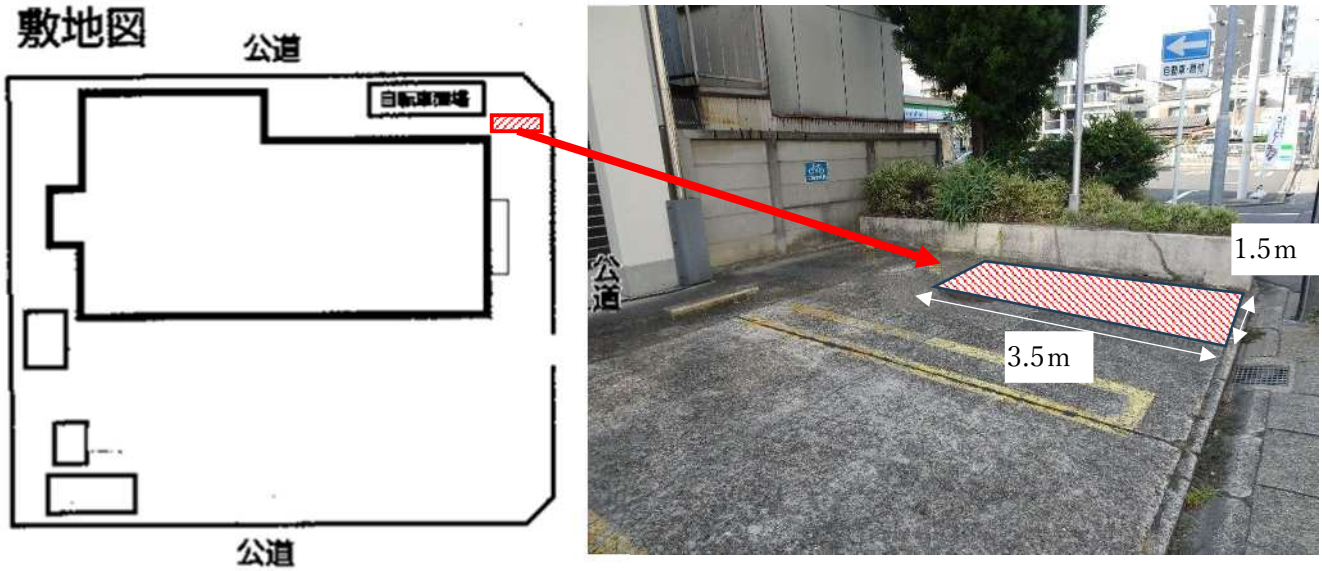
1. シェアサイクルポート設置場所

物件番号	消防-7
所在地	中村区大宮町１丁目 53 番地
設置場所	中村消防署本署　敷地北西側
貸付面積 （幅/奥行き）	5.25 ㎡ （幅 1.5m/奥行 3.5m）

＜現地案内図＞



＜設置箇所詳細図＞



2. 特記仕様

シェアサイクル用自転車ポートの設置は貸付人と協議のうえ、令和 9 年 4 月 1 日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和 9 年 4 月 1 日より以降の日となった場合においても、借受人は貸付料の減免又は返還を求めることはできません。

3. 問い合わせ先

・契約担当課（物件別特記仕様書及び契約に関すること）
　消防局総務部施設課　　電話　972-3517
・施設担当課（施設の設置場所の状況等に関すること）
　中村消防署総務課　　電話　481-0119

4. 現地確認可能日時

平日 9 時～16 時（消防車両の出入りがありますので、お気を付けください。なお、「3. 問い合わせ先」の「施設担当課」に事前に連絡のうえ、お越しいただくようお願いいたします。現場職員は対応できません。）

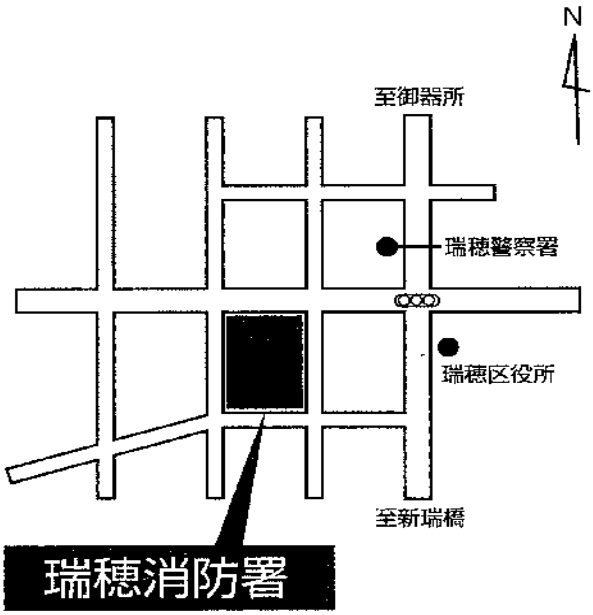
物件別特記仕様書（物件番号　消防-8）

名古屋市を貸付人とし、公有財産借受人（シェアサイクルポート設置業者）を借受人とする。

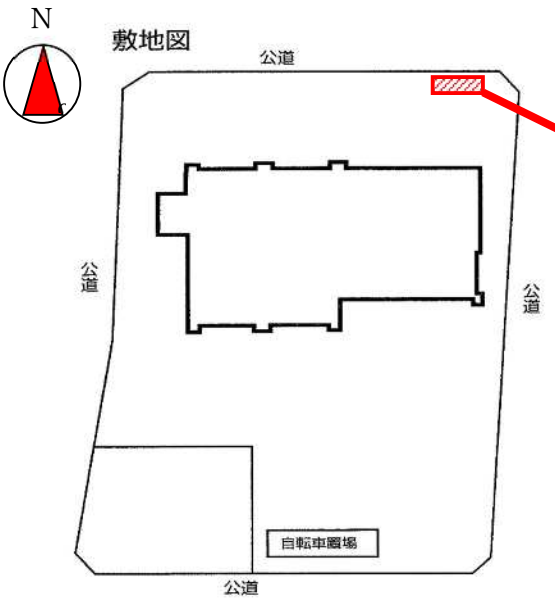
1. シェアサイクルポート設置場所

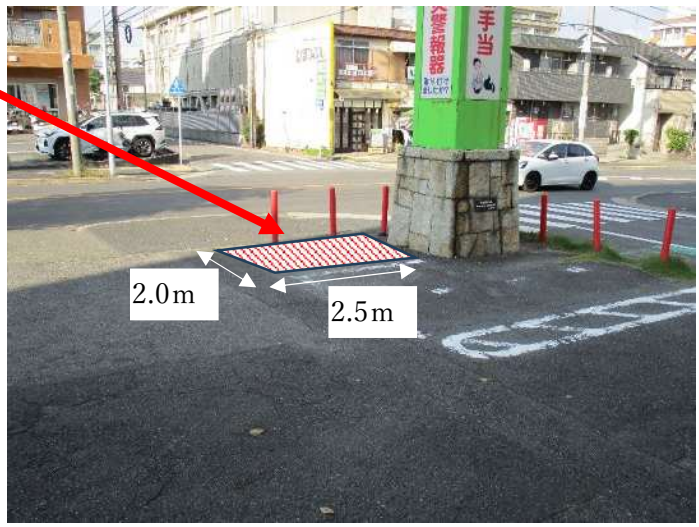
物件番号	消防-8
所在地	瑞穂区北原町３丁目 17 番地
設置場所	瑞穂消防署本署　敷地北東側
貸付面積 （幅/奥行き）	5.0 ㎡ （幅 2.5m/奥行 2.0m）

＜現地案内図＞



＜設置箇所詳細図＞





2. 特記仕様

シェアサイクル用自転車ポートの設置は貸付人と協議のうえ、令和 9 年 4 月 1 日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和 9 年 4 月 1 日より以降の日となった場合においても、借受人は貸付料の減免又は返還を求めることはできません。

3. 問い合わせ先

・契約担当課（物件別特記仕様書及び契約に関すること）
　消防局総務部施設課　　電話　972-3517
・施設担当課（施設の設置場所の状況等に関すること）
　瑞穂消防署総務課　　電話　852-0119

4. 現地確認可能日時

平日 9 時～16 時（消防車両の出入りがありますので、お気を付けください。なお、「3. 問い合わせ先」の「施設担当課」に事前に連絡のうえ、お越しいただくようお願いいたします。現場職員は対応できません。）

物件別特記仕様書（物件番号　消防-9）

名古屋市を貸付人とし、公有財産借受人（シェアサイクルポート設置業者）を借受人とする。

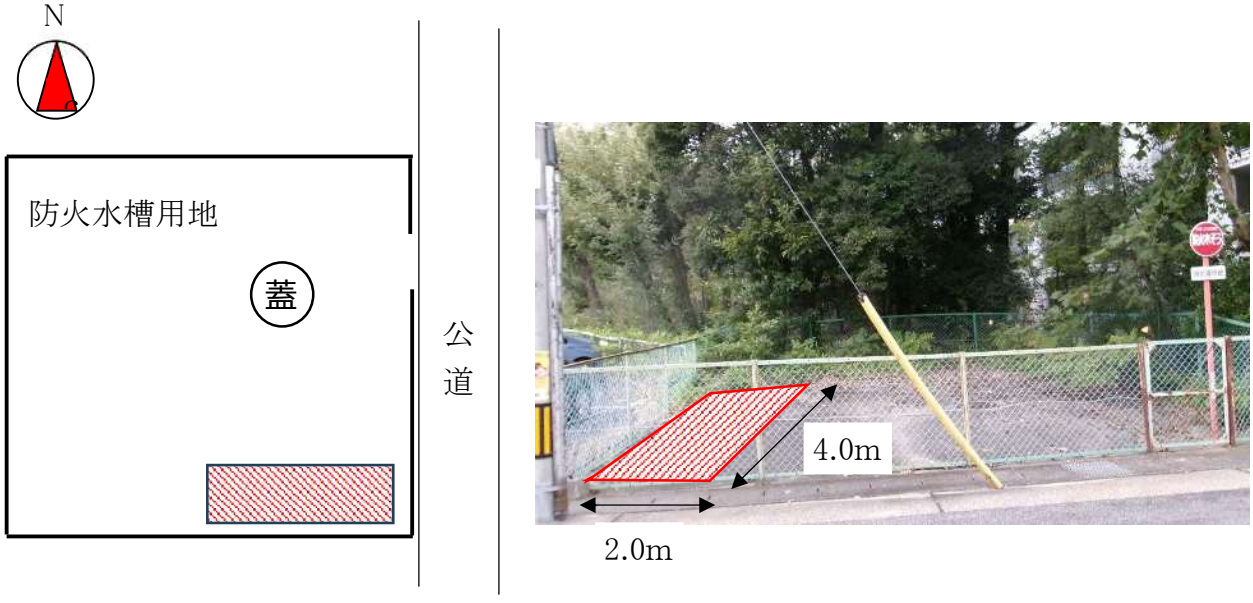
1.　シェアサイクルポート設置場所

物件番号	消防-9
所在地	昭和区高峯町6-7
設置場所	昭和区高峯町防火水槽用地　敷地南側
貸付面積 （幅/奥行き）	8.0㎡ （幅4.0m/奥行2.0m）

＜現地案内図＞



＜設置箇所詳細図＞



2. 特記仕様

⑴ 設置場所に関わる敷地の整地工事及び環境整備（柵の撤去を除く樹木の伐採や草刈りなど）が必要な場合は、借受人の負担で実施してください。

⑵ 設置箇所は、設置箇所詳細図を基本としますが契約後に貸付人、借受人及び施設管理者で協議の上、決定いたします。

⑶ シェアサイクル用自転車ポートの設置は貸付人と協議のうえ、令和9年4月1日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和9年4月1日より以降の日となった場合においても、借受人は貸付料の減免又は返還を求めることはできません。

3. 問い合わせ先

・契約担当課（物件別特記仕様書及び契約に関すること）
消防局総務部施設課　　電話　972-3517

・施設担当課（施設の設置場所の状況等に関すること）
消防局消防部消防課計画担当　　電話　972-3560

4. 現地確認可能日時

いつでも可能です。ただし「施設担当課」に事前にご連絡をお願いいたします。

物件別特記仕様書（物件番号　消防-10）

名古屋市を貸付人とし、公有財産借受人（シェアサイクルポート設置業者）を借受人とする。

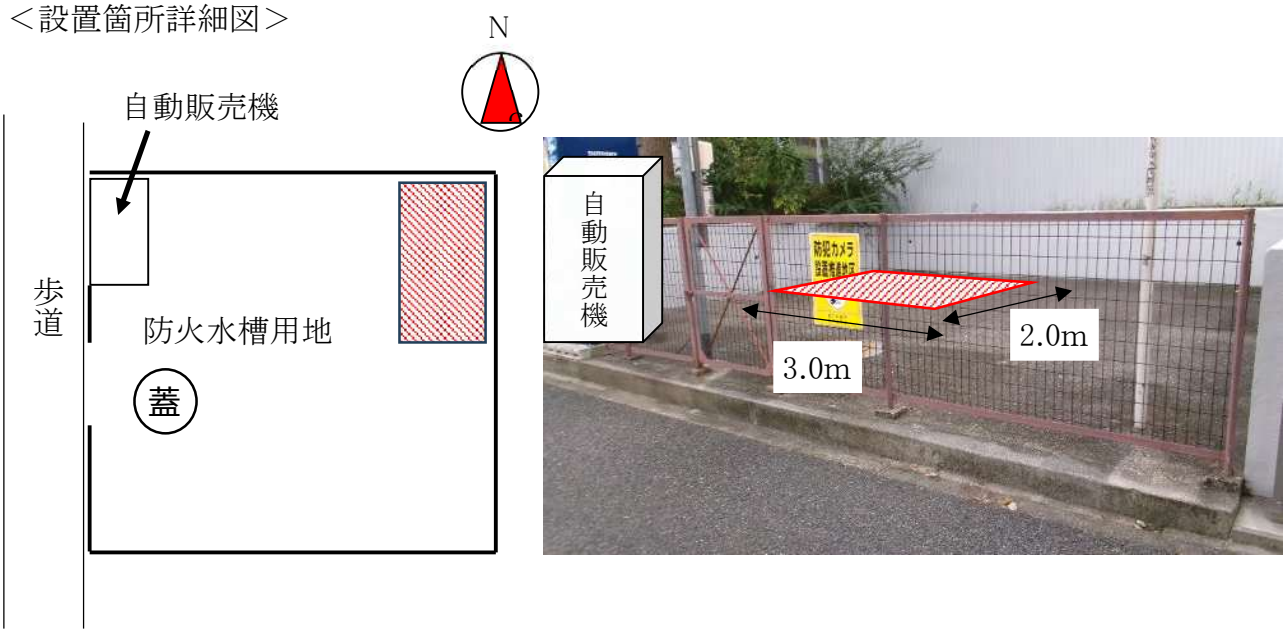
1.　シェアサイクルポート設置場所

物件番号	消防-10
所在地	瑞穂区田辺通4丁目17-3
設置場所	瑞穂区田辺通防火水槽用地　敷地東側　a
貸付面積 （幅/奥行き）	6.0㎡ （幅3.0m/奥行2.0m）

＜現地案内図＞



＜設置箇所詳細図＞



2. 特記仕様

⑴ 設置場所に関わる敷地の整地工事及び環境整備（柵の撤去を除く樹木の伐採や草刈りなど）が必要な場合は、借受人の負担で実施してください。

⑵ 設置箇所は、設置箇所詳細図を基本としますが契約後に貸付人、借受人及び施設管理者で協議の上、決定いたします。

⑶ シェアサイクル用自転車ポートの設置は貸付人と協議のうえ、令和9年4月1日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和9年4月1日より以降の日となった場合においても、借受人は貸付料の減免又は返還を求めることはできません。

3. 問い合わせ先

・契約担当課（物件別特記仕様書及び契約に関すること）
消防局総務部施設課　　電話　972-3517

・施設担当課（施設の設置場所の状況等に関すること）
消防局消防部消防課計画担当　　電話　972-3560

4. 現地確認可能日時

いつでも可能です。ただし「施設担当課」に事前にご連絡をお願いいたします。

物件別特記仕様書（物件番号　消防-11）

名古屋市を貸付人とし、公有財産借受人（シェアサイクルポート設置業者）を借受人とする。

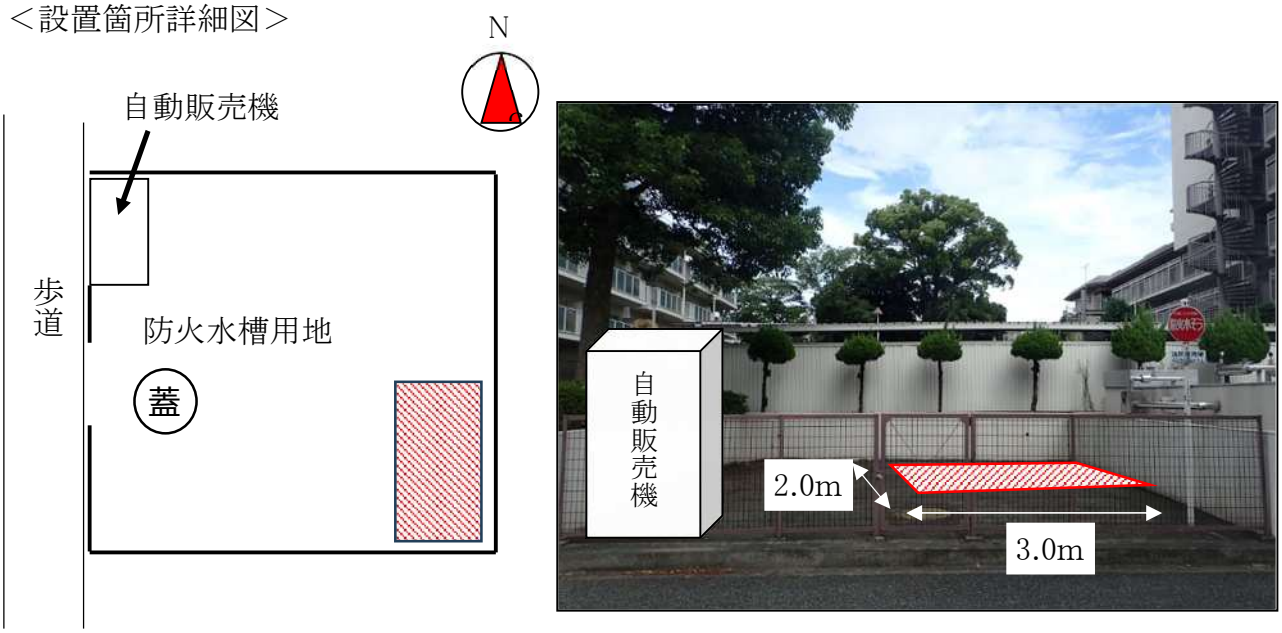
1.　シェアサイクルポート設置場所

物件番号	消防-11
所在地	瑞穂区田辺通4丁目17-3
設置場所	瑞穂区田辺通防火水槽用地　敷地東側　b
貸付面積 （幅/奥行き）	6.0㎡ （幅3.0m/奥行2.0m）

＜現地案内図＞



＜設置箇所詳細図＞



2. 特記仕様

⑴ 設置場所に関わる敷地の整地工事及び環境整備（柵の撤去を除く樹木の伐採や草刈りなど）が必要な場合は、借受人の負担で実施してください。

⑵ 設置箇所は、設置箇所詳細図を基本としますが契約後に貸付人、借受人及び施設管理者で協議の上、決定いたします。

⑶ シェアサイクル用自転車ポートの設置は貸付人と協議のうえ、令和9年4月1日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和9年4月1日より以降の日となった場合においても、借受人は貸付料の減免又は返還を求めることはできません。

3. 問い合わせ先

・契約担当課（物件別特記仕様書及び契約に関すること）
消防局総務部施設課　　電話　972-3517

・施設担当課（施設の設置場所の状況等に関すること）
消防局消防部消防課計画担当　　電話　972-3560

4. 現地確認可能日時

いつでも可能です。ただし「施設担当課」に事前にご連絡をお願いいたします。

物件別特記仕様書（物件番号　消防-12）

名古屋市を貸付人とし、公有財産借受人（シェアサイクルポート設置業者）を借受人とする。

1.　シェアサイクルポート設置場所

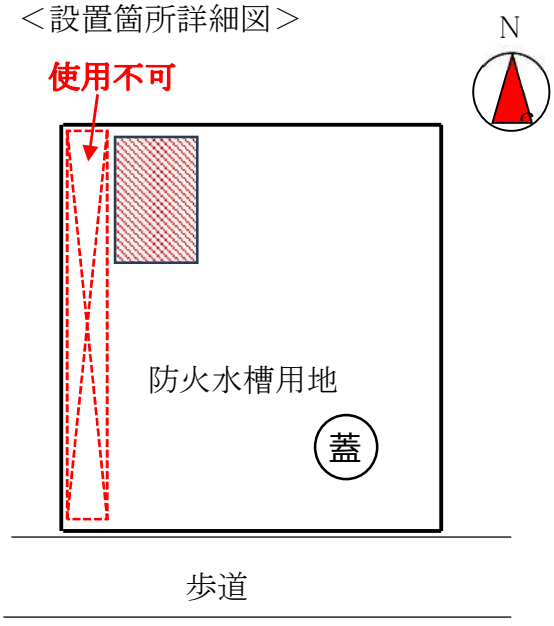
物件番号	消防-12
所在地	中川区尾頭橋一丁目104-1
設置場所	中川区尾頭橋防火水槽用地　敷地北側　a
貸付面積 （幅/奥行き）	6.0㎡ （幅3.0m/奥行2.0m）

＜現地案内図＞

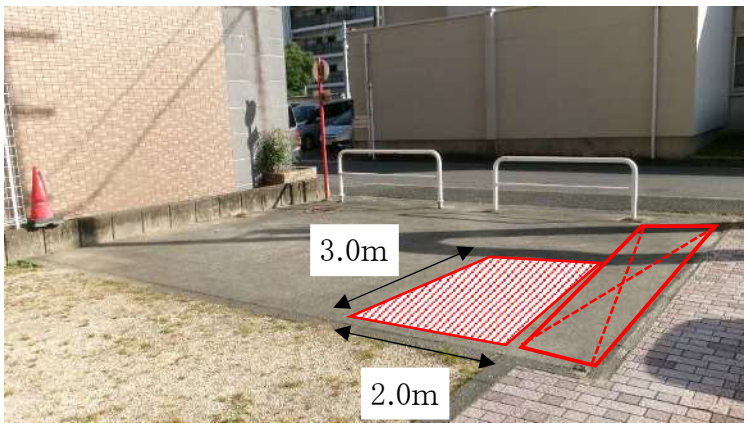


電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成

＜設置箇所詳細図＞



2×3　2か所



2. 特記仕様

⑴ 設置場所に関わる敷地の整地工事及び環境整備（柵の撤去を除く樹木の伐採や草刈りなど）が必要な場合は、借受人の負担で実施してください。

⑵ 設置箇所は、設置箇所詳細図を基本としますが契約後に貸付人、借受人及び施設管理者で協議の上、決定いたします。

⑶ シェアサイクル用自転車ポートの設置は貸付人と協議のうえ、令和9年4月1日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和9年4月1日より以降の日となった場合においても、借受人は貸付料の減免又は返還を求めることはできません。

3. 問い合わせ先

・契約担当課（物件別特記仕様書及び契約に関すること）
消防局総務部施設課　　電話　972-3517

・施設担当課（施設の設置場所の状況等に関すること）
消防局消防部消防課計画担当　　電話　972-3560

4. 現地確認可能日時

いつでも可能です。ただし「施設担当課」に事前にご連絡をお願いいたします。

物件別特記仕様書（物件番号　消防-13）

名古屋市を貸付人とし、公有財産借受人（シェアサイクルポート設置業者）を借受人とする。

1.　シェアサイクルポート設置場所

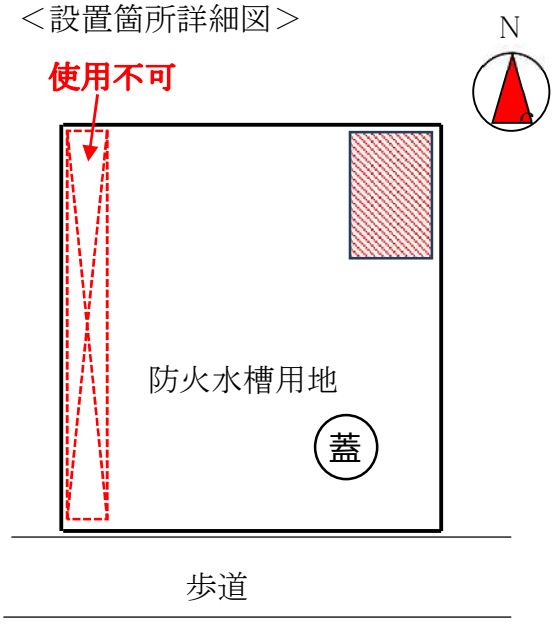
物件番号	消防-13
所在地	中川区尾頭橋一丁目104-1
設置場所	中川区尾頭橋防火水槽用地　敷地北側　b
貸付面積 （幅/奥行き）	6.0㎡ （幅3.0m/奥行2.0m）

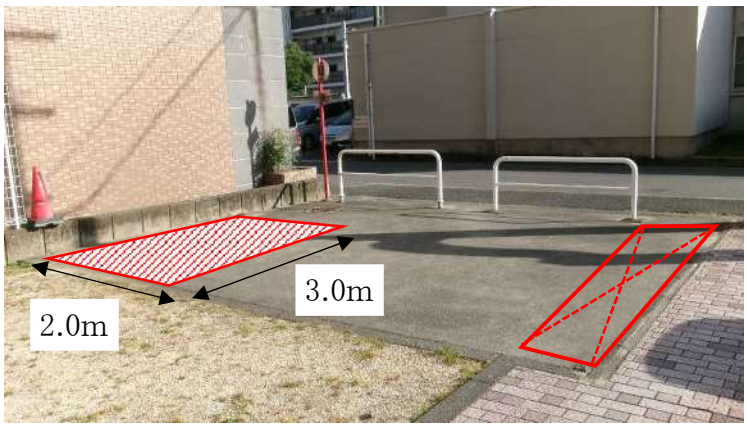
＜現地案内図＞



電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成

＜設置箇所詳細図＞





2. 特記仕様

⑴ 設置場所に関わる敷地の整地工事及び環境整備（柵の撤去を除く樹木の伐採や草刈りなど）が必要な場合は、借受人の負担で実施してください。

⑵ 設置箇所は、設置箇所詳細図を基本としますが契約後に貸付人、借受人及び施設管理者で協議の上、決定いたします。

⑶ シェアサイクル用自転車ポートの設置は貸付人と協議のうえ、令和9年4月1日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和9年4月1日より以降の日となった場合においても、借受人は貸付料の減免又は返還を求めることはできません。

3. 問い合わせ先

・契約担当課（物件別特記仕様書及び契約に関すること）
消防局総務部施設課　　電話　972-3517

・施設担当課（施設の設置場所の状況等に関すること）
消防局消防部消防課計画担当　　電話　972-3560

4. 現地確認可能日時

いつでも可能です。ただし「施設担当課」に事前にご連絡をお願いいたします。

物件別特記仕様書（物件番号　消防-14）

名古屋市を貸付人とし、公有財産借受人（シェアサイクルポート設置業者）を借受人とする。

1.　シェアサイクルポート設置場所

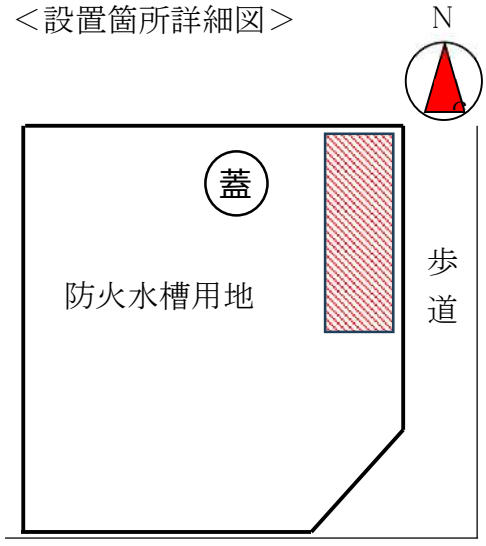
物件番号	消防-14
所在地	緑区鳴海町小森8－4
設置場所	緑区鳴海町防火水槽用地　敷地東側
貸付面積 （幅/奥行き）	7.2㎡ （幅3.6m/奥行2.0m）

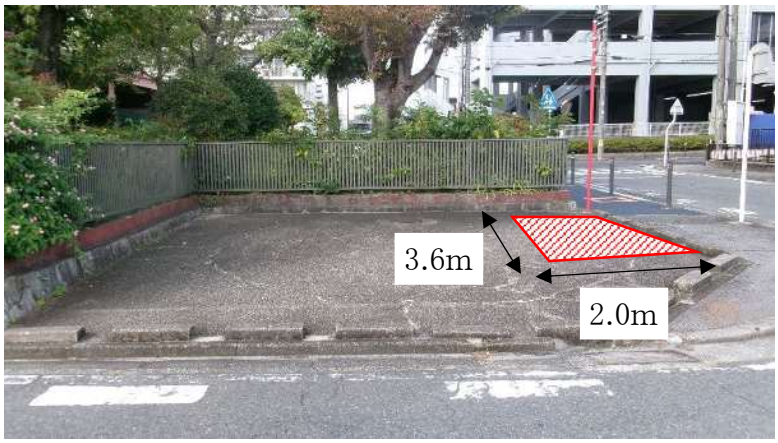
＜現地案内図＞



電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成

＜設置箇所詳細図＞





2. 特記仕様

⑴ 設置場所に関わる敷地の整地工事及び環境整備（柵の撤去を除く樹木の伐採や草刈りなど）が必要な場合は、借受人の負担で実施してください。

⑵ 設置箇所は、設置箇所詳細図を基本としますが契約後に貸付人、借受人及び施設管理者で協議の上、決定いたします。

⑶ シェアサイクル用自転車ポートの設置は貸付人と協議のうえ、令和9年4月1日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和9年4月1日より以降の日となった場合においても、借受人は貸付料の減免又は返還を求めることはできません。

3. 問い合わせ先

・契約担当課（物件別特記仕様書及び契約に関すること）
消防局総務部施設課　　電話　972-3517

・施設担当課（施設の設置場所の状況等に関すること）
消防局消防部消防課計画担当　　電話　972-3560

4. 現地確認可能日時

いつでも可能です。ただし「施設担当課」に事前にご連絡をお願いいたします。

公有財産一時使用契約書（ひな形）

貸付人名古屋市（以下「貸付人」という。）と借受人＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「借受人」という。）とは、次の条項により公有財産の一時使用契約（以下「本件契約」という。）を締結する。

（信義誠実等の義務）

第 1 条　貸付人及び借受人は、信義を重んじ誠実に本件契約を履行しなければならない。

2　借受人は、一時使用物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（一時使用物件）

第 2 条　一時使用物件は、次のとおりとする。

物件番号	所在地	施設名称	区分	貸付面積 (幅/奥行)	備考
					物件の詳細は 物件別特記 仕様書参照

（指定用途）

第 3 条　借受人は、一時使用物件をシェアサイクル用自転車のポート（以下「シェアサイクルポート」という。）のために使用しなければならない。

2　借受人は、一時使用物件を指定用途に供するにあたっては、別紙共通仕様書及び物件別特記仕様書の内容を遵守しなければならない。

3　借受人は、一時使用物件を次の各号に定める用途に供し又は供させてはならない。

(1) 政治的又は宗教的な用途

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2条第 1項に規定する風俗営業、同条第 5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されている者を利する用途に供するなど公序良俗に反する用途

(4) 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、著しく近隣環境を損なうことが予想される用途

(5) その他、貸付人が公序良俗に反すると認める用途

(6) 第三者をして(1)から(5)の用途に使用させること

（一時使用期間）

第 4 条　一時使用期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。

（貸付料）

第 5 条　総額金「落札金額」×12か月　円(月額金「落札金額」円)とする。

2　借受人は、前項に定める貸付料を、貸付人の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。支払時期は次のとおりとする。

年度	期間	支払時期
令和　9 年度	令和　9 年 4 月～令和 10 年 3 月分	令和 9 年 4 月末日
令和 10 年度	令和 10 年 4 月～令和 11 年 3 月分	令和 10 年 4 月末日
令和 11 年度	令和 11 年 4 月～令和 12 年 3 月分	令和 11 年 4 月末日

3　前項の貸付料は、日数が 1 か月に満たない場合は、 1 か月を 30 日として日割り計算により算定し、これを支払うものとする。このとき、円未満を切り上げる。

（延滞金）

第 6 条　借受人は、前条第2項に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、納付期限の翌日から支払った日までの期間について名古屋市契約規則（昭和39年規則第17号）第33条第 1項に定める割合により算定した額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）を延滞金として貸付人に支払わ

なければならない。

（充当の順序）

第 7 条　借受人が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

（財務調査等）

第 7 条の 2　貸付人は、貸付期間中いつでも、借受人に対し、財務諸表の提出を求めることができる。

2　借受人が、第 5条第2項に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、貸付人は借受人に対し、借受人に関する資産状況の調査を求めることができる。

3　借受人は、前 2項に定める貸付人の求めに対し、誠意を持って対応しなければならない。

4　貸付人は、第 1項及び第 2項により知りえた情報を、正当な理由無く第三者に知らせてはならない。

5　第 2項の場合において、借受人は、貸付人が、本契約と同種の契約を借受人との間で締結している国又は地方公共団体と、借受人の債務の支払状況を相互に取得し、かつ、提供することについて、予め同意する。

※ 第 8 条について、契約保証金を免除した場合は、削除し以下条数を繰り上げます

（契約保証金）

第 8 条　借受人は、貸付人に対して契約保証金として金　　円（貸付料の 100 分の10以上の額）を、貸付人が発行する保証金納付書により、本件契約締結日に納付しなければならない。

2　前項に定める契約保証金については、第22条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

3　第 1項に定める契約保証金については、利息を付さない。

4　借受人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、貸付人は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、貸付人は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を借受人に書面で通知するものとし、借受人は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を貸付人に納付しなければならない。

5　前項の定めにかかわらず、借受人は、契約保証金をもって本件契約から発生する借受人の貸付人に対する債務の弁済に充当することを貸付人に請求できない。

6　貸付人は、本件契約が終了し、借受人から一時使用物件の明渡しを受けたときにおいて、借受人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生した借受人の貸付人に対する債務の未払いがあるときは、明渡し完了時において納付されている契約保証金から借受人の貸付人に対する一切の債務を控除した残額を借受人に還付する。

7　借受人は、貸付人に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

（届出事項）

第 9 条　借受人は、次の各号の一に該当するときは、書面により速やかに貸付人に対して届けなければならない。

(1) 借受人の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき

(2) 借受人の地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき

(3) 一時使用物件が滅失又は損傷したとき

（契約不適合責任）

第 10 条　借受人は、本件契約を締結した後、一時使用物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、貸付料の減

免の請求又は損害賠償等の請求をすることができない。

（原状の変更）

第 11 条　借受人は、一時使用物件について原状を変更しようとする場合には、事前に変更する理由及びその内容等を書面によって貸付人に申請し、その承認を受けなければならない。

2　前項に基づく貸付人の承認は、書面によるものとする。

（指定期日）

第 12 条　賃借人は、一時使用物件を、賃貸人が定める日までに第 3条第 1項に定める指定用途に供さなければならない。

2　賃借人は、やむを得ない事情により、前項に定める指定期日の変更を必要とする場合は、事前にその詳細な理由を付した書面により賃貸人に申請し、その承認を受けなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第 13 条　借受人は、貸付人の承認を得ないで一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継し、又はその権利を担保に供することができない。

（物件保全義務）

第 14 条　借受人は、善良な管理者としての注意をもって一時使用物件の維持保全に努めなければならない。

2　前項の定めにより支出する費用については、すべて借受人の負担とし、貸付人に対しその償還等の請求をすることができない。

3　借受人は、悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染などによって、近隣住民等に迷惑をかけ、又は近隣住民等に損害を及ぼす行為を行ってはならない。

4　借受人は、一時使用物件を使用するにおいて、その近隣住民等から苦情又は要望等があった場合は、自己の責任において速やかに解決をしなければならない。

（調査協力義務）

第 15 条　貸付人は、一時使用物件について随時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、借受人は、これに協力しなければならない。

2　賃借人は、10 月及び 4 月末に、一時使用物件に設置したシェアサイクルポートにかかる直近半期分の利用数量等を記載した実績報告書を賃貸人へ提出しなければならない。

（違約金）

第 16 条　借受人は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を違約金として貸付人に納付しなければならない。

(1) 第 3条第 2項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を同条第 1項に定める指定用途以外の用途に供したときは、金　　円（貸付料の100分の30に相当する額（円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同じ。）。）

(2) 第 3条第 3項各号の定めに違反したときは、金　　円（貸付料の100分の30に相当する額。）

(3) 第11条の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件の原状を変更したときは、金　　円（貸付料の100分の30に相当する額。）

(4) 第13条の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したときは、金　　円（貸付料の100分の30に相当する額。）

(5) 前条に定める調査協力義務を怠ったときは、金　　円（貸付料の100分の10に相当する額。）

2　前項に定める違約金は、第22条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第 17 条　貸付人は、次の各号の一に該当する場合は、本契約を解除すること

ができる。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するために一時使用物件を必要とするとき

(2) 借受人が、第 3条第 2項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を同条第 1項に定める指定用途以外の用途に供したとき

(3) 借受人が、第 3条第 3項各号の定めに違反したとき

(4) 借受人が、第 5条第 2項に定める貸付料の支払いを 2か月以上怠ったとき。

(5) 借受人が、第11条の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件の原状を変更したとき

(6) 借受人が、第13条の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき

(7) 借受人が、第14条第 1項に定める物件保全義務を怠ったために、一時使用物件を荒廃に至らしめたとき

(8) 借受人が、第14条第 3項の定めに違反したとき

(9) その他借受人に本件契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき

（解約の申し入れ）

第 18 条　借受人は、第 4条に定める一時使用開始の日から起算して 6か月を経過した後は、貸付人に対して本件契約の解約を書面により申し入れることができる。この場合、本件契約は、借受人の解除申し入れ後 2か月を経過したことにより終了するものとし、以降の残余期間に係る既納の貸付料（ 1か月を超える又は 1か月に満たない端数については 1か月を30日とする日割り計算により算定する。）について、貸付人はこれを借受人に対して還付するものとする。ただし、当該申し入れ時に貸付けの存続期間が 2か月未満のときは、貸付期間をもって終了するものとし、この場合既納の貸付料について、貸付人はこれを貸付人に対して還付しない。

2　借受人は、前項の解約申し入れ時において、貸付料の 2か月分（前項ただし書きの場合においては当該存続期間分）に相当する金額を支払うこと

により、本件契約を直ちに解約することができる。

（契約の失効）

第 19 条　天災地変その他貸付人借受人いずれにもその責を帰することの出来ない事由によって一時使用物件が使用できなくなり、又は本件契約を継続することができない事態になったときは、本件契約は直ちに失効する。

2　前項により本件契約が失効した場合には、貸付人借受人相互に損害賠償の請求はしない。

（原状回復義務）

第 20 条　一時使用期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了した時は、借受人は自己の費用をもって工作物その他借受人が一時使用物件に付属させたものを撤去し、原状に回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付人が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

2　借受人は、前項の定めにより一時使用物件を貸付人に返還するときは、原状に回復した後、直ちに貸付人の検査を受け、貸付人の承認を得なければならない。

3　本件契約が終了したにもかかわらず、借受人が一時使用物件を返還しない場合は、本件契約終了の翌日から一時使用物件の明渡し完了までの間、借受人は貸付人に対して貸付料相当額の使用損害金を支払うほか、貸付人に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

（貸付料の清算）

第 21 条　本件契約が貸付期間の中途で解約された場合において、その原因が第 17 条第 1 項によるときその他借受人の責めに帰することができない事由によるものであると貸付人が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、貸付人はこれを借受人に対して還付しない。

（損害賠償）

第 22 条　借受人は、本件契約に定める義務を履行しないため貸付人に損害を

与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（有益費等の放棄）

第 23 条　借受人は、一時使用期間が満了した場合、又はその他の理由により本件契約が終了した場合において、一時使用物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを貸付人に請求することができない。

（契約の費用）

第 24 条　本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて借受人の負担とする。

（疑義の決定）

第 25 条　本契約に関し疑義があるときは、貸付人借受人協議のうえ決定する。

（裁判管轄）

第 26 条　貸付人借受人間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合については、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本契約書を 2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1通を保有する。

年　　月　　日

貸付人　　名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
名古屋市
代表者　名古屋市長　広沢　一郎　　印

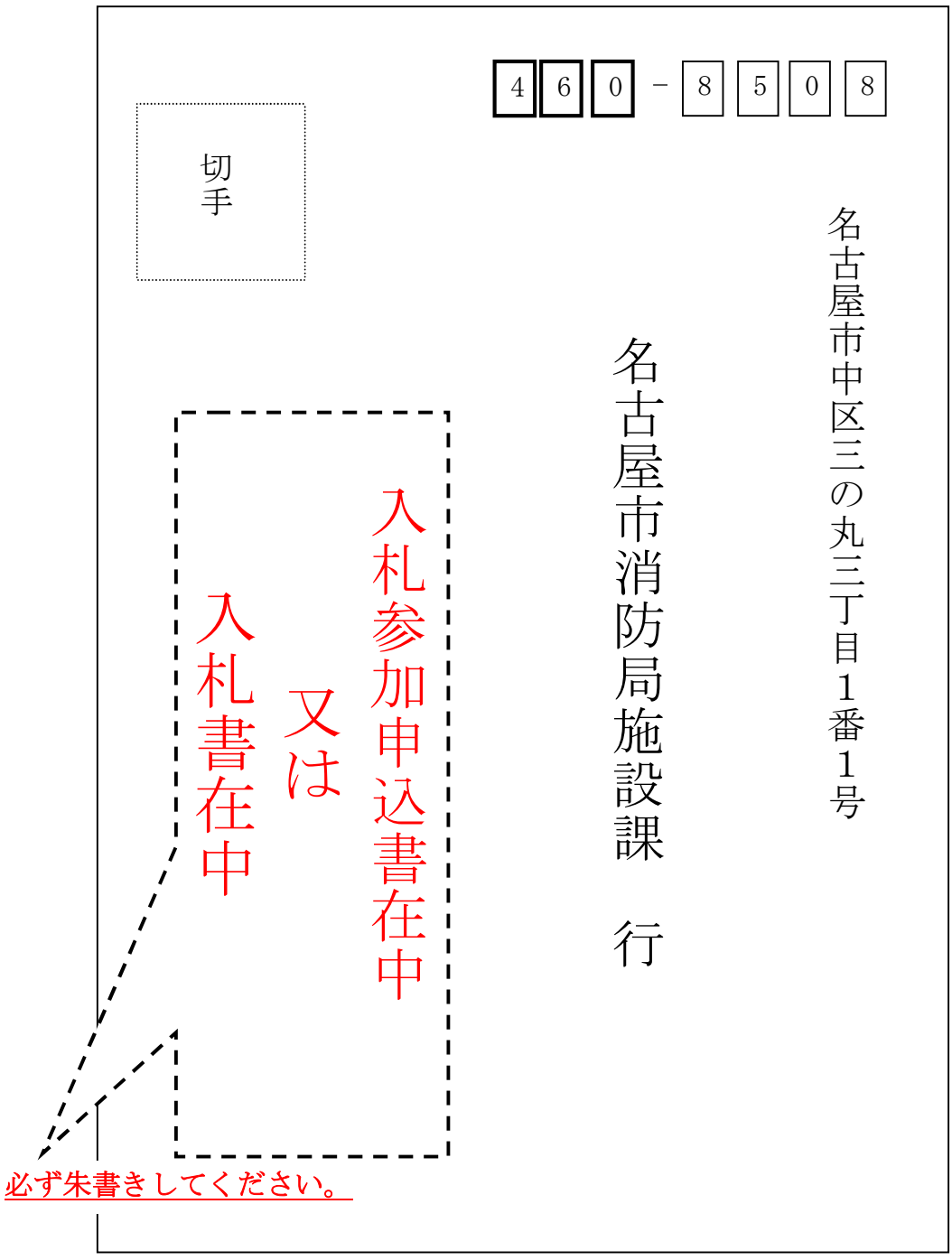
借受人

㊞

様式・記載例

封　筒　記　載　例

（表面）



※郵送の場合、書留又は簡易書留郵便により郵送してください。
※受付期間内に必着するように郵送してください。

入 札 参 加 申 込 書

令和　　年　　月　　日

（あて先）

名古屋市長　広沢　一郎

（申込者）　住 所

氏名（フリガナ）

※　法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

裏面誓約事項を誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1　借受けを希望する物件

物件番号	施設名称	設置場所

2　入札参加書送付先

住所　〒

氏名　　☎

上記以外の☎

備 考

① この申込書は、令和 8年11月17日（火）から令和 8年12月9日(水）午後 5時00分までの間に、必要書類を添付して、名古屋市消防局施設課まで書留又は簡易書留により郵送してください。(期限内必着)

② 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。

③ 必要書類の添付されていないものは受け付けできません。

④ 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記して下さい。

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

1　次の各号のいずれかに該当する者ではありません。

(1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

(2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3 年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。

ア　契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者（第 13 号に該当する者を除く。）

カ　アからオまでの一に該当する事実があった後 3 年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。

ア　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

イ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

(4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者

(5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成 20 年 2 月 15 日付け 19 財管第 253 号）に基づく排除措置を受けている者

(6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者

(7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者

(8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者

(9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者

(12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者

2　前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記　載　例

入　札　参　加　申　込　書

令和　〇年　〇月〇日

（あて先）

名古屋市長　広沢　一郎

個人の場合　（申込者）　住　所　名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

氏名（フリガナ）　名古屋 太郎（ナゴヤ タロウ）

法人の場合　（申込者）　住　所　名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

氏名（フリガナ）　名古屋株式会社　代表取締役　名古屋 太郎（ナゴヤ タロウ）

※　法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

裏面紙誓約事項を誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1　借受けを希望する物件

物件番号	施設名称	設置場所
消防－１	西消防署本署	敷地北側
消防－３	西区稲生町 防火水槽用地	敷地東側　a

2　入札参加書送付先

住所　〒〇〇〇-〇〇〇〇　名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

氏名　名古屋株式会社　営業部　甲野　乙朗　　☎　000-123-4567

上記以外の☎　090-1234-5678

備 考

① この申込書は、令和 8年11月17日（火）から令和 8年12月9日(水）午後 5時00分までの間に、必要書類を添付して、名古屋市消防局施設課まで書留又は簡易書留により郵送（期限内必着）してください。

② 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。

③ 必要書類の添付されていないものは受け付けできません。

④ 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記して下さい。

両面印刷し、誓約事項が裏面になるようにしてください。

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

1　次の各号のいずれかに該当する者ではありません。

(1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。

ア　契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者（第13号に該当する者を除く。）

カ　アからオまでの一に該当する事実があった後 3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。

ア　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

イ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

(4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者

(5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成 20 年 2 月 15 日付け 19 財管第 253 号）に基づく排除措置を受けている者

(6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者

(7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者

(8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者

(9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者

(12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者

2　前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

法 人 役 員 に 関 す る 調 書

商号又は名称	
所 在 地	

役 職 名	(フ リ ガ ナ) 氏 名	生年月日	性別	住 所
	( )	M･T･S･H ・ ・		
	( )	M･T･S･H ・ ・		
	( )	M･T･S･H ・ ・		
	( )	M･T･S･H ・ ・		
	( )	M･T･S･H ・ ・		
	( )	M･T･S･H ・ ・		
	( )	M･T･S･H ・ ・		
	( )	M･T･S･H ・ ・		
	( )	M･T･S･H ・ ・		
	( )	M･T･S･H ・ ・		

※ 法人の役員について記載すること。

記　載　例

法　人　役　員　に　関　す　る　調　書

商号又は名称	名古屋株式会社
所　在　地	名古屋市中区三の丸三丁目　１番　１号

役 職 名	（フ リ ガ ナ） 氏　　名	生年月日	性別	住　　所
代表取締役	（ナゴヤ　タロウ） 名古屋　太郎	M・T・(S)・H 35・1・1	男	名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
取締役	（ナゴヤ　ハナコ） 名古屋　花子	M・T・(S)・H 36・2・1	女	名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
取締役	（アイチ　ジロウ） 愛知　次朗	M・T・(S)・H 40・3・1	男	名古屋市中区丸の内二丁目 1番36号
監査役	（ヤマダ　ジロウ） 山田　次郎	M・T・(S)・H 45・4・1	男	名古屋市中区二の丸二丁目 2番 2号
	（　　）	M・T・S・H ・　・		
	（　　）	M・T ・		
	（　　）	M・T・S・H ・　・		
	（　　）	M・T・S・H ・　・		
	（　　）	M・T・S・H ・　・		
	（　　）	M・T・S・H ・　・		

代表役員については法人登記簿に記載されている住所を記載し、その他の役員については現住所を記載してください。

※　法人の役員について記載すること。

入　札　書

令和　　年　　月　　日

（あて先）
名古屋市
代表者　名古屋市長

（入札者）
住 所
氏 名（フリガナ）

令和 8年11月17日公告の消防局施設におけるシェアサイクルポート設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札において、私は、入札説明書に従い、下記の場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上、下記のとおり入札します。

物件番号	金額（月額の貸付価格）								
	千	百	拾	万	千	百	拾	壱	（位）
									円
									円
									円

(1) 脱字又は誤字を加除修正した場合には、当該箇所又はその付近に押印してください。
(2) 金額は、最低貸付価格（月額）以上の金額を記入して下さい。
(3) 入札金額の訂正はできません。間違えられた場合は新しい入札書をご使用ください。
(4) 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
(5) 入札金額の頭に￥を必ず記入してください。

記　載　例

入　札　書

令和　〇年　〇月　〇日

（あて先）
名古屋市
代表者　名古屋市長

（入札者）
住 所　名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
氏 名（フリガナ）　名古屋株式会社　代表取締役　名古屋（ナゴヤ） 太郎（タロウ）

令和 8年11月17日公告の消防局施設におけるシェアサイクルポート設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札において、私は、入札説明書に従い、下記の場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上、下記のとおり入札します。

物件番号	金額（月額の貸付価格）								
	千	百	拾	万	千	百	拾	壱	（位）
消防 － 1			￥	〇	〇	〇	〇	〇	円
消防 － 3			￥	〇	〇	〇	〇	〇	円
									円

(1) 脱字又は誤字を加除修正した場合には、当該箇所又はその付近に押印してください。
(2) 金額は、最低貸付価格（月額）以上の金額を記入して下さい。
(3) 入札金額の訂正はできません。間違えられた場合は新しい入札書をご使用ください。
(4) 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
(5) 入札金額の頭に￥を必ず記入してください。

委　任　状

私は都合により　　を以って代理人と定め、下記の権限を委任します。

委　任　事　項

令和 8年11月17日公告の消防局施設におけるシェアサイクルポート設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札に関する一切の権限

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のないことを誓約いたします。

令和　　年　　月　　日

委任者　（所在地）
（商号又は名称）
（代表者　役職・氏名）

上記委任の件承諾いたしました。

受任者　（住 所）
（氏 名）

（あて先）名古屋市長

委任状保管	取　扱 責任者	

記　載　例

委　任　状

私は都合により　名古屋市中区丸の内二丁目1番36号　愛知 次郎　を以って代理人と定め、下記の権限を委任します。

委　任　事　項

令和 8年11月17日公告の消防局施設におけるシェアサイクルポート設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札に関する一切の権限

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のないことを誓約いたします。

令和 〇年 〇月 〇日

委任者　（所在地）　名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
（商号又は名称）　名古屋株式会社
（代表者　役職・氏名）　代表取締役　名古屋 太郎

上記委任の件承諾いたしました。

受任者　（住 所）　名古屋市中区丸の内二丁目 1番36号
（氏 名）　愛知 次郎

（あて先）名古屋市長

委任状保管	取　扱 責任者	

入　札　辞　退　届

令和　　年　　月　　日

（あて先）
名古屋市
代表者　名古屋市長

（入札申込者）
住 所

氏 名（フリガナ）

※　法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

令和 8年11月17日公告の消防局施設におけるシェアサイクルポート設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札において、私は、都合により、入札を辞退します。

記　載　例

入　札　辞　退　届

令和　〇年　〇月　〇日

（あて先）
名古屋市
代表者　名古屋市長

（入札申込者）
住　所　名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
氏　名（フリガナ）　名古屋株式会社　代表取締役　名古屋（ナゴヤ） 太郎（タロウ）

※　法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

令和 8年11月17日公告の消防局施設におけるシェアサイクルポート設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札において、私は、都合により、入札を辞退します。